目次

- 1 総則
- 2 運用について
- 3 運用開始
- 4 使用にあたって
- 5 注意点
- 6 目的
- 7 運用方法及び注意点
- 8 共通事項
- 9 防火扉の定義

納まり図集

| <u>納まり図</u> 図 番 | 」 集 建 |
|--------------------|--------------------------------|
| 001、 | 湿式工法(RC)片開戸 |
| 002、 | 湿式工法(RC)両開戸 |
| 003、 | 湿式工法(RC)外部SAT 片開戸 |
| 004、 | 湿式工法(RC)外部SAT 両開戸 |
| 005、 | 湿式工法(RCアゴ付)外部SAT |
| 006、 | 湿式工法(ALC) |
| 007、 | 乾式工法(普通曲げ) |
| 008, | 乾式工法(内曲げ) |
| 009、 | 乾式工法(外曲げ) |
| 010、 | 湿式工法(RC)PAT片開戸 |
| 011、 | 湿式工法(RC)PAT両開戸 |
| 012、 | 湿式工法(RC)煙関連動常時開放方開戸(90°) |
| 015、 | 湿式工法(RC)煙関連動常時開放両開戸(90°) |
| 018、 | 湿式工法(RC)煙関連動常時開放方開戸(180°) |
| 021、 | 湿式工法(RC)煙関連動常時開放両開戸(180°) |
| 024、 | 湿式工法(RC)方開 戸袋付防火戸 2枚折り戸90° 開き |
| 027、 | 湿式工法(RC)両開 戸袋付防火戸 2枚折り戸90° 開き湿 |
| 030, | 乾式工法(普通曲げ)片開片面フラッシュ |
| 031、 | 乾式工法(普通曲げ)両開片面フラッシュ |
| 032、 | 乾式工法(普通曲げ)両開片面フラッシュ点検口 |
| 033、 | 乾式工法(内曲げ)単窓 |

建具工事推奨納まり及び共通仕様書

1.総則

1-1. 本書は、(社)日本シヤッター・ドア協会会員各社のドア事業に関わる業務の遂行が円滑に行われ、会員各社の健全な発展に寄与することを目的とする。

1-2 本書は、製品の施工に必要な納まりについて標準を定めた図書である。

1-3. 本書は、一般的な納まりについて作成されたものであり、本書に記載された以外の納まりについては、各建物の仕様及び監督者との協議により決定するものとする。

2.運用について

2-1. 協会会員各社によって作図の仕様等が異なる場合があり、 このため本仕様書は作図範囲の参考として活用するもの とする。

3.運用開始

【建具工事推奨納まり図】の運用開始は、

2009年 11月 1日 より開始する。

4.使用にあたって

本書の使用にあたっては、本書の有効性を相互で理解するため、工事の監督者と事前に協議すること。

5.注意点

-1. 鋼製建具工事で通常用いる工場製作用図面に対し、現場納まりの適 正な範囲を超えた記入を求められている場合がある。

本来、公共工事などで定められた規定では、鋼製建具工事業者が作図するものは「工場製作用の図面」及び「製作・取付け図」である。このことから「製作・取付け図」と「施工図」の区別を明確に行う必要である。

- (a) 鋼製建具工事業者の作成する図面は「工場製作用の図面」である。
- (b) 「製作・取付け図」には、製品の取付けに必要となる最小限の部分を記入する。
- (c) 「製作・取付け図」には、責任範囲を明確にし、"別途表示"を行う。

建具工事推奨納まり及び共通仕様書

6. 目 的

本「推奨納まり図」は、製品の施工に伴う作図範囲を標準例とした(社)日本シヤッター・ドア協会が推奨する納まり図集である。

7. 運用方法及び注意点

- 7-1. 作図に当っては「推奨納まり図」を参考に作図を行う。とくに注意する点は、納まりの作図範囲を遵守し、この範囲を超える書き込みを行わないよう徹底することである。
- 7-2. (a) 「推奨 納まり図」以外の書き込みをしない。
 - (b) 契約外の壁、床、天井等の書き込みに対しては必ず"契約外"もしくは"別途工事"の表記を行うこと。
 - (c) 契約外製品以外との取合い作図については、原則として行わないこととする。

8. 共通事項

- 8-1. 推奨納まり図」はあくまでも標準的な納まり図集であり、各社基準図を補助する役割のものである。
- 8-2. 下記共通事項については、業界の一般的基準例とし活用される物である。

8-3 建具の種類と名称

| 0-3. 建呉の程規と石州 | | | | |
|----------------------|-----|--|--|--|
| 種類 | 名 称 | 備 考 | | |
| 一般鋼製建具 | SD | 通常の鋼製建具一般に用いられる名称(各社基準による。) | | |
| 防火扉 | FSD | 建築基準法で定められた防火基準を満たしたもの 「防火設備」 「特定防火設備」 「複合防火設備」 | | |
| 鋼製窓 | SW | 嵌殺し、引違、引分等各種鋼製窓に対する名称。 | | |
| 木製扉枠 | SWD | 木製扉を吊り込む鋼製建具枠、扉は契約外工事。 ※例外あり、メーカによっては一式受注 | | |
| 三方枠 一方見切枠等 | SF | 仕上端部を意匠的に塞ぐ見切枠状況により縦枠のみや 三方枠など各種あり。 | | |
| 軽量建具 | LD | 薄板(0.6~0.8mm)を使用し中骨の替りに充填物を使用した軽量の扉。 ※充填材は、ペーパーハニカム等 | | |
| 引き戸 | HD | 通常の片引戸・両引分等引戸全般の名称。 ※他に軽量引戸(LHD)あり。 | | |

9. 防火扉の定義

9-1. 防火扉の定義は、建築基準法に定められた下記性能及び 法定義により種別される。

9-2 防火性能基準及び法令

| 9-2. | 防火性能基準及び法令 | | | |
|------|--|---|--|--|
| 種別 | 防火設備 (旧 乙種防火戸) | 特定防火設備 (旧 甲種防火戸) | | |
| 性能 | 耐火性能 20分 | 耐火性能 60分 | | |
| 法定義 | 建築基準法第二条第9号の 二、口に規定された防火設備。 国土交通大臣が定める構造、 方法(告示第1360号) | 建築基準法施行令第112条に 規定された特定防火設備。 国土交通大臣が定める構造、 方法(告示第1369号) | | |
| 備考 | 上記のほかに 複合防火設備(遮煙防火設備)が有ります。 これについては、平成19年12月発行の日本シヤッター・ ドア協会、ドア技術委員会監修・製作 「防火戸の運用に関する手引き」を参照してください。 | | | |